

離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
 〈住宅手当緊急特別措置事業〉

生活福祉課

☎973-4982

離職者であつて、就労能力・常用就職の意欲がある方のうち、住宅を失つた方または失うおそれのある方が安心して就職活動できるよう6か月を限度に住宅手当を支給（貸主の口座に直接振込）します。

【対象者】申請時に次の①～⑦の全てに該当する方

- ①平成19年10月1日以降に離職した方
 - ②離職前に主たる生計維持者であつた方（自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持している方）
 - ③就労能力、就労意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行い、常用就職に向けた就職活動を行う方
 - ④住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方
 - ⑤原則として収入のない方。一時的な収入がある場合には、生計をひとする同居の親族の収入の合計が次の金額以下であること
- ・単身世帯：8万4千円に家賃額（ただし住宅手当基準額が上限）を加算した額未満
 - ・2人世帯：17万2千円以内
 - ・3人以上世帯：17万2千円に家賃額（ただし住宅手当基準額が上限）を加算した額未満

⑥生活を共にしている同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること

- ・単身世帯：50万円以下
- ・複数世帯：100万円以下

⑦国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付（就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等）、自治体が発給する類似の貸付又は給付等を受けていない方

【申請場所】生活福祉課
 健康福祉センターうるみん3階

【申請受付期間】現在、受付中です。最終の受付は平成24年2月末までとなります。

※申請には、顔写真の外に本人確認、離職票、収入、預貯金、求人申し込み等を確認する書類が必要です。

【社協の貸し付け制度】

※賃貸住宅の入居に必要な敷金・礼金等の初期費用や当面の生活費等の一時的な資金が必要な方で社会福祉協議会の「総合支援資金」や「臨時特例つなぎ資金」の貸し付け要件を備えている場合は貸し付けを利用することが出来ます。

【お問い合わせ】

生活福祉課 福祉総務係

交通災害共済加入受付中です！

市民生活課

☎973-5487

交通災害共済組合とは、共済掛金を納めて会員になって頂いた市民が交通事故にあわれたときに見舞金を支払い、出費の一部にあてて頂く助けあいの制度です。

お一人500円の掛金で、最高100万円の見舞金が支給され、万が一の備えとして高齢者、子育て世帯等の方々にも加入しやすくなっています。加入申込書は、各公民館、本庁舎総合案内、市民生活課、石川・勝連・与那城庁舎市民課窓口にも設置してあります。

【共済掛金】1人500円（年額）

【共済期間】平成23年4月1日～

平成24年3月31日

（但し、4月1日以降加入される方は翌日から）

【災害見舞金】傷害の程度により1万円から最高100万円

【見舞金の支給範囲】日本国内における一般の人や車などが自由に往來することができる道路等での自動車、バス、バイク、自転車等の交通による人身事故に支給されます。

組織・機構の改革について

～庁舎建設の取り組みを進めるため
 庁舎建設室を新設します～

平成23年4月から市役所の組織を一部変更します。

より簡素で効率的な組織運営を構築し、市民サービスの向上を図るため組織の見直しを進めています。今回の見直しでは、1課を新設し（61課→62課）、2課の課名を変更します。

【課の新設・名称変更】

（新設）総務部 庁舎建設室

（課名変更）

教育部 社会教育課 → 教育部 生涯学習振興課

教育部 社会体育課 → 教育部 生涯スポーツ課

【その他の変更点】

（総務部）

総務部参事兼庁舎建設室長（部長同等職として庁舎建設に関する事務を担当）を配置します。

（建設部）

下水道課の管理部門（業務係、排水設備係）を水道局へ移転します。

行政改革推進室 ☎973-5403